

---

## 情報を伝えて、被害を未然に防ぎましょう（3）

～新たな手口等による悪質商法等に注意！～

---

国民生活センターより、高齢者をターゲットとした悪質商法等の情報提供がありました。被害を未然に防ぐため、各会員へ周知いただくとともに、友愛訪問活動等を通じた高齢者等への注意喚起にご協力ください。

### ●ダイヤモンドの買え買え詐欺に注意

販売業者が提供する商品や権利等を別業者が「高く買い取る」などと言って契約させようとする「買え買え詐欺」において、最近ではダイヤモンドの購入を持ちかけるケースが報告されています。

実際に買い取り等が行われたケースは確認されておらず、一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは困難です。

勧誘の電話を受けた際、長く話を聞いてしまうと切りづらくなります。早めにきっぱり断りましょう。



### ●不安をあおる屋根工事の契約に注意

「お宅の屋根の鬼瓦が傾いている。今なら千円で直してあげる」と言われ、修理をお願いしたところ、作業終了後「このままだと雨漏りするので屋根全体を工事したほうがいい」と言われ、約20万円の工事の契約をした。

突然自宅を訪問し、「修理しないと大変なことになる」などと不安をあおり、その場で契約を結ばせる屋根工事に関する相談が後を絶ちません。

決してその場では契約せず、必要な工事かどうかなど周囲の人に相談しましょう。



### ●注文していない健康食品に損害賠償請求

「注文を受けた健康食品を送る」などと電話があり、申し込んでいないと断ったら、後日損害賠償請求書が郵送されてきたという相談が寄せられています。事前の連絡もな

く、突然損害賠償請求書が送付されてきたケースや、覚えのない健康食品が送られてきたため受け取り拒否をしたところ、後日損害賠償請求書が送付されてきたケースなどもあります。

書類に「法的手段を取る」などと不安をあおるような脅し文句が書いてあっても、利用した覚えのない請求は支払わないで無視しましょう。



<以上 独立行政法人国民生活センターからの情報>

### ●『消火器の点検』で高額な費用！！

「事業所に出入りの業者を装って『消火器の点検に来た』と来訪があり、対応した社員が誓約書の内容をよく確認せずにサインした。その後、すぐに作業を始めた業者から、高額な費用を請求された」というトラブル情報が寄せられています。

業者が来訪した時には、身分証明書等で業者名等を確認しましょう。また、契約には契約書の内容を理解した上で慎重にしましょう。



### ●架空請求メールにご注意！

「『以前あなたが登録したサイトが無料期間内に退会できておらず、利用料金が滞納になっている。法的措置を執るため身辺調査に入るが、和解を希望する場合は連絡するように』とサイト運営会社の依頼を受けたという調査会社からのメールが携帯電話に届いた」との相談が寄せられています。

これは典型的な架空請求の手口です。不安にさせる文言で驚かせて、連絡させることが相手の狙いです。あわてて連絡すると、個人情報相手を知らせることとなります。絶対に連絡を取らないようにしましょう。



●店舗で買ったものはクーリング・オフできません

「宝石店で、店員に勧められたネックレスをつい買ってしまっただが、よく考えてみたら高すぎる。返品したいが断られた」「インテリアショップで買ったカーペットを敷いてみたら、サイズが小さかったので返品したい」など、消費者情報センターには店舗で買った商品の返品についての相談がよく寄せられています。

店に出向いて商品を買った場合は、クーリング・オフはできません。返品や交換に応じるか否かは店の営業方針によります。必ず返品できるとは限りませんので、金額やサイズなどをよく確認した上で商品を購入しましょう。

<以上 徳島県消費者情報センターからの情報>